

6. 1 広域応援体制（佐用町）

（1）兵庫県への応援要請と支援

町は、被害規模がほぼ全町にわたる大規模な災害となったため、町が単独で災害対応するのは困難と判断し、8月10日に「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、県に対して職員派遣の要請を行った。

保健師や農業土木職員など専門職、技術職の派遣を要請したほか、被災者の生活再建へ向けた相談業務やボランティアセンター運営などに係る職員についても派遣要請を行った。

支援を要する業務の内容や人員の把握、県への依頼等応援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部の防災担当者が行った。主な支援内容は、避難所等における健康相談、心のケア業務、農地、農業用施設の被害状況調査、家屋被害認定の調査などであった。

ただし、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく上下水道施設の復旧など水道関係の応援要請に関する事務は、水道課が行った。

県では、県からの派遣職員の取りまとめ等の事務は、災害当初は市町振興課が窓口となっており、後に防災企画課が窓口となって行った。

県では、専門職員の派遣など過去にない支援体制が生まれ、町は多くの職員の派遣を受けた結果、総数の確保はできたが、派遣された職員の専門的能力と町の現場でのニーズ把握や調整が困難を極め、一部では職員の能力と現場のニーズに合った配置ができないことがあった。

（2）他市町への応援要請と支援

県への応援要請と同様に、他市町に対して8月10日に「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき職員派遣等の要請を行った。他市町への派遣要請は、市町振興課が窓口となって連絡調整した。

土木技術職員、家屋被害認定調査の知識を有する職員のほか、避難所運営などに係る職員についても派遣要請を行った。

また、水道関係については「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、給水車の支援を要請し、ごみ、がれきの搬出、処理については「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、職員の派遣要請とともにパッカー車やダンプカーなどの応援要請を行った。

他市町の支援業務の内容や派遣人員のとりまとめなど応援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部の防災担当者が行ったが、給水やごみ処理関係の業務に関する事務は、それぞれの対策部が行った。

給水やごみ処理関係業務以外の主な支援内容は、公共土木施設の被害状況調査、災害査定業務、家屋被害認定の調査、避難所の運営、物資搬送支援などであるが、支援が必要な業務への職員数や派遣期間などの的確な把握ができないことがあった。

（3）応援協定の活用

広域防災応援協定には、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」及び「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」などがある。

災害時の被害規模が大きく、町単独での災害対応が困難であったため、これらの災害時相互応援協定に基づき、職員の派遣、防災資機材の提供、車両などの支援を要請した。

近隣市町との応援協定である「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」に基づく支援要請は行っていないが、近隣市町の自主的な判断により、多数の支援が行われた。

また、民間との災害時における応援協定として、NPO 法人コメリ災害対策センター及びマックスバリュ西日本株式会社と「生活物資の確保及び供給に関する協定」を結んでおり、被災者の生活物資確保や資機材の確保にあたり協定を有効に活用できた。

(参考) 人的支援一覧表

派遣元	期間	支援内容、延べ人員など
県	8/10～	災害対策本部支援、家屋被害調査、被災者生活相談支援など 911名(12/25時点)
各市町	8/10～	給水支援、災害ゴミ収集、家屋被害調査など 1,218名(12/25時点)
自衛隊	8/9～8/23	捜索活動、給水支援 動員数996名、車両213台、給水138.1t
警察	8/9～	捜索活動 動員数5,253名(9/6時点)(※捜索活動継続中)
広域消防相互 応援協定	8/10	姫路消防・たつの消防・相生消防より応援 指揮隊1台3名、救助隊2台8名、ボート隊4台11名

支援内容	期間	延べ人員など
健康相談	8/11	町内各避難所の巡回健康相談実施(町保健師8名、龍野保健所保健師5名)
	8/11～8/15	防疫・健康調査の実施(計1,270世帯・延べ1,339名) 町保健師延べ26名、龍野・赤穂保健所保健師延べ26名、応援延べ89名
	8/16～8/17	要継続者への訪問(計60名、内、更に要継続フォロー21名) 町保健師延べ14名、龍野保健所保健師1名、その他1名
歯科健康相談	8/14～8/20	佐用郡歯科医師2名、病院歯科3名、その他1名、県衛生士2名、 財団法人5名、その他2名
こころのケア対策	8/20～3/17	医師57名、精神保健福祉士15名、看護師9名、県保健師59名
農林関係	8/11～8/18	農地・農業施設の被害初期調査、山林の初期被害調査、建物被害調査 普及センター12名・共済組合15名・県土地改良26名・県治山課12名
	9/11～11/18	災害査定、延べ人員234名
土木関係	8/25～12/25	被害調査・災害査定、15市町延べ544名
家屋被害調査・ り災証明発行	8/13～8/23	家屋被害調査を11日間実施、2,325件の調査 毎日1班2名編成で20班、40名の調査員で実施 県職員延べ141名、市町延べ188名、り災証明発行8/25～9/30まで1,110件
	8/28～9/7	再調査、市町延べ24名、り災証明発行9月6日～30日まで327件
水道広域応援	8/10～8/20	給水車による応援給水及び応援物質 応援：27市町、2企業団、自衛隊 応援給水車：231台(内自衛隊34台) 保存飲料水：6,216本、ポリ袋：16,010枚、ポリタンク：583個
	8/11	現地調査のための人的支援、現地調査3名
	8/13～8/17	応急復旧のための人的支援、復旧支援延べ34名
下水道広域応援	8/10～8/21	県、6市町、1事業団、県技術センター、連合会、業者による支援
道路堆積土砂・ ゴミの除去	8/13～8/23	各地域、兵庫県建設業協会(姫路・尼崎支部ほか)災害ボランティア活動
	8/20	町道暗渠・側溝清掃 兵庫県環境事業商工組合・中播磨環境整備事業組合ボランティア活動
災害廃棄物処理対策	8/11～8/26	応援24市町、延べダンプ464台、バックカー車209台、その他122台 兵庫県建設業者組合から多数支援あり

6. 2 兵庫県内消防応援隊の活動

地震、風水害その他大規模な自然災害で応援活動が必要な場合には、「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づく応援の実施を行うこととされており、同協定に基づき、8月10日、佐用町に、姫路市消防局4隊14人、たつの市消防本部2隊5人、相生市消防本部1隊3人の計3消防本部7隊22人が出動し、佐用町久崎地区において約100件の安否確認調査を実施した。

【佐用町への広域応援に係る確認の状況】

8月9日

- 21:50 佐用町の状況を把握した県災害対策課から姫路市消防局(兵庫県広域消防相互応援協定に定める西播地域の代表消防本部)に応援要請の有無について確認
- 22:05 佐用町消防本部に応援要請の実施状況について確認。被害の全容が不明、(要請については)これから検討との回答
- 22:18 姫路市消防局に対し、佐用町からの応援要請の有無を確認。要請はないものの応援について検討中との回答
- 22:40 姫路市消防局から播磨地区の消防本部の派遣人員のとりまとめを実施中の旨の連絡
- 24:00 姫路市消防局へ確認し、以下の情報を得た。
 - 23:30 出発 指揮隊1隊、救助工作1隊、ボート2隊
 - たつの消防本部 23:30 出発 救助工作隊1隊
 - 相生市消防本部 23:35 出発 ボート1隊

県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行うこととされており、広域航空消防応援により、消防庁長官を通じて鳥取県防災ヘリコプターに応援出動を要請し、8月10日に円山川の河口付近で船の転覆による行方不明者1人の捜索を実施した。

また、県内消防団による応援については8月13日から8月26日の間、県内各市町の消防団員延べ約1,300人が、佐用町において行方不明者の捜索活動、被害住宅の家財整理支援、泥かき清掃等を実施した。

6.3 自衛隊の災害派遣要請

人命または財産の保護のため、知事は自衛隊に対し部隊等の派遣を要請することとされているが、兵庫県は、8月9日21時26分、佐用町長からの災害派遣要請の依頼を受け、同日21時42分陸上自衛隊第3特科隊（姫路）に対して電話で災害派遣要請を行った。

8月9日から23日までの間、人員944人、車両221両、水トレーラー38台が活動を行い、佐用町及び宍粟市において捜索・救助活動及び給水支援活動を実施した。

8月23日12時をもって、自衛隊による災害派遣を終了した。

【陸上自衛隊の活動状況】8月9日～10日

8月9日

21:26 佐用町長から県災害警戒本部への電話連絡で、自衛隊への派遣要請の依頼を受ける。

21:42 県から陸上自衛隊第3特科隊（姫路）に派遣要請

22:45 西播磨県民局が佐用町と自衛隊の行き先を調整

23:35 連絡員が佐用町役場へ向かうも、冠水により役場に近づくことができないため、西播磨県民局へ目的地変更

8月10日

0:05 連絡員西播磨県民局に到着

2:12 災害派遣部隊（第1陣）西播磨県民局着

3:20 西播磨広域防災拠点において、自衛隊の活動支援用に船外機付ボート4艇を貸出、以後、佐用町へ出発

5:13 捜索・救助活動を開始

5:50 災害派遣部隊（第2陣）佐用町幕山着

9:40 西播磨広域防災拠点を前進拠点として活用したい旨の依頼、県民局に連絡し利用を可能とした

6. 4 TEC-FORCE の派遣

兵庫県からの要請を受けた近畿地方整備局では、8月11日、河川部を中心に、企画部、淀川河川事務所及び大和川河川事務所からTEC-FORCE隊員計8人を招集した。

翌12日、整備局の公用車及び大和川河川事務所の河川パトロール車計2台にTEC-FORCE装備品を積み込み、11時に整備局を出発した。

まず、兵庫県庁に立ち寄り、兵庫県職員より現地の状況の報告を受け、今回の調査範囲の確認を行った。この時点では、兵庫県が把握している現地の被災状況をもとに、まずは被害が大きい佐用川（佐用町役場の上下流約20kmの区間）の洪水痕跡調査を行うこととなったが、調査範囲については現地の状況及び進捗状況を踏まえてあらためて兵庫県と協議することとした。隊員は現地の地理に不案内であることから兵庫県職員2人が隊員に同行し、現地での道案内を担当した。お盆の渋滞を抜け、洪水の爪痕が生々しく残る町中をぬって、佐用町役場には16:00頃到着した。

初日は調査手順（①洪水痕跡を見つけること、②痕跡調査箇所の場所を明確にすること、③洪水痕跡の地盤からの高さを測定すること）を確認し、2日目から左右岸2班に分かれて調査を実施した。

調査は基本的に徒歩で洪水痕跡を探して、痕跡を特定した後、高さを計測し記録するという流れであるが、限られた調査時間の中では測定できる地点数が限られてくる。測定できる地点数が限られた中でも、後に再現計算を行う際に洪水時の水位を再現できるよう、派遣期間内に佐用川からはん濫したと思われる全区間を調査する必要がある。このため、谷底平野が点在する地形を考慮し、狭い範囲で複数地点を測定するのではなく、時には車で移動し、地形図を見ながら同一はん濫ブロックと思われる範囲内で地点を限定（最低2点程度測定）しながら調査を進めた。

これらの調査は13日と14日午前中に行われ、佐用川からはん濫したと思われる区間での調査、兵庫県から追加で依頼された幕山川での調査を含め、2班まとめて49箇所の洪水痕跡データを取得した。14日午後、姫路土木事務所にて調査結果を取りまとめ、写真データを含む電子データ一式を兵庫県に提出し、任務を完了した。

なお、兵庫県内においては、その他20日に佐用町、朝来市、宍粟市、神河町へ技術的支援を行うため7人の派遣を受けている。

※ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）について

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を、国として円滑かつ迅速に実施することを目的として、平成20年に創設された組織である。

6.5 兵庫県と高速道路（株）との連携

(1) 有料道路通行料金免除措置

県は、被災地の緊急救援活動を迅速に実施するため、国及び高速道路(株)（西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)）及び兵庫県道路公社、神戸市道路公社と調整し、被災地支援業務のための車両の有料道路通行料金免除措置を実施した。

① 免除車両

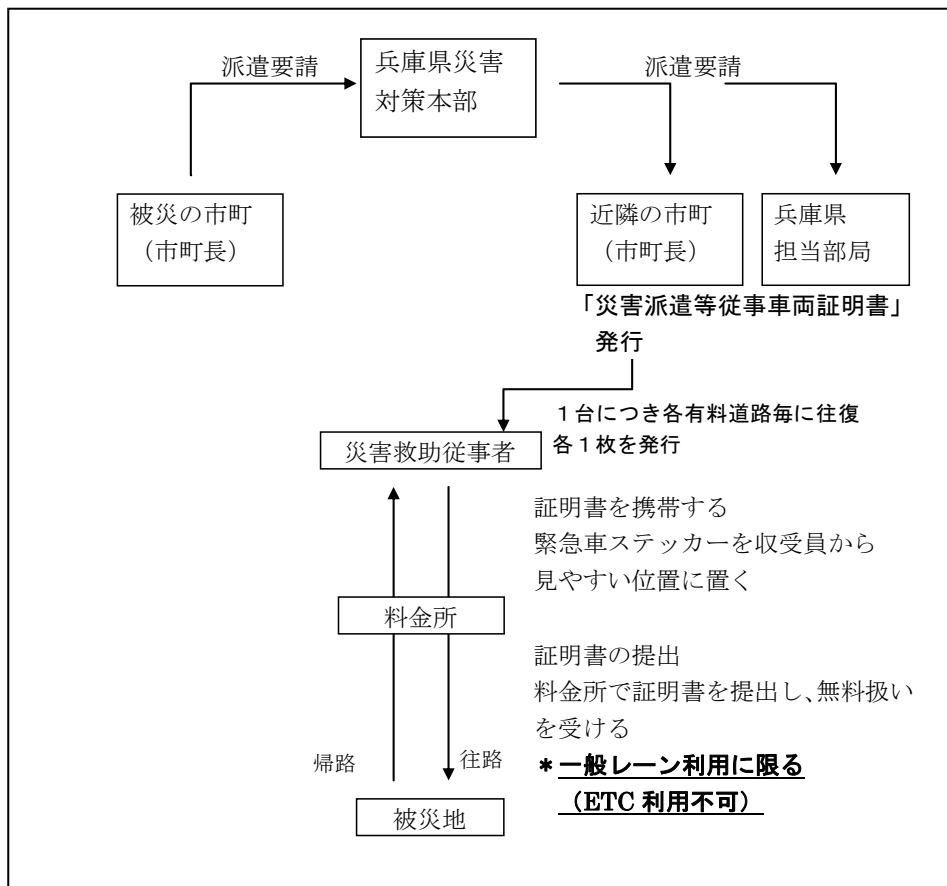
兵庫県災害対策本部等の要請を受け、被災地への支援業務のため「災害派遣従事車両証明書」が発行された車両

〔救援物資等の運搬車、ゴミ収集車、がれき運搬車、公共機関から
要請を受けたボランティア車両など〕

② 免除期間

平成21年8月12日（水）～平成21年9月30日（水）

【事務の流れ】



(2) 災害時等における相互協力に関する協定の締結

県は、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)との間で、高速道路利用者に一般道路の情報を提供するなどを盛り込んだ「災害時における相互協力に関する協定」を平成22年にそれぞれ締結した。